

奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第七十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県林産物等の知的財産に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員四人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱し、又は県の職員のうち知事が指定する職にあるものをもって充てる。

(任期)

第三条 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、環境森林部森林環境課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員（会長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開き、審議をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した会長及び委員の全員一致をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、環境森林部森林環境課長において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。